IP 通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P – 1	PBXサービス) 【現改比較表】2024年12月20日現在
~2024年12月19日	2024年12月20日~
目次(略)	目次(略)
第1章	第1章
第1条(略)	第1条(略)
<b>年0.2 この川川においては、水の田野は2.5 だら水の辛叶では田します</b>	第9条 この別冊においてけ 次の甲基けぞれぞれ次の音味で使用します

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用	語	$\mathcal{O}$	意	味
28 第6種シェアー	第6種シェア	ードIP	— P B X	サービス	のカテゴリー
ド I P-PBXゲ ートウェイ装置	3タイプ4、	タイプ 5	、タイプ	6、タイ	プ7又はタイ
ートウェイ装置	プ8を提供す	るために	当社が I	P通信網	サービス取扱
	所に設置する電	電気通信記	9備		

第2章

第3条~第73条(略)

第6節 第6種シェアード I P – P B X サービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 (略)

- 2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。
  - (1) (略)
  - (2) (略)
  - (3) カテゴリー3に係るもの

区 別	内容
タイプ 1	スマートPBXサービス (別冊 (スマートPBXサービス) に 定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用し て、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 2	Arcstar Contact Centerサービス (Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注)当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定める サービスをいいます。
タイプ 4	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用	語		用	語	の	意	味	
28 第65	種シェアー	第6種	重シェア	ードIP	— P В X	【サービス	のカテコ	ブリー
ドIP-	– РВХク	・ 3 <u>の</u> タ	イプ4.	、タイプ	5、タイ	プ6、タ	イプ7又	にはタ
ートウコ	- イ装置	イプ8	を提供	するため	に当社が	I P通信	網サービ	ズ取
		扱所に	設置する	る電気通信	言設備			

第2章

第3条~第73条(略)

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 (略)

- 2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。
  - (1) (略)
  - (2) (略)
  - (3) カテゴリー3に係るもの

区	別	内容
タイプ ]	I	スマートPBXサービス(別冊(スマートPBXサービス)に 定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用し て、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 2	2	Arcstar Contact Centerサービス (Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 3	3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注)当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定める サービスをいいます。
タイプム	1	第6種シェアードIP-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当

		社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアード I P-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアード I P-PBX 契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアード I P-PBX契約者に通知するものとします。
	タイプ 5	マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
	タイプ 6	<u>ジェネシスクラウドサービス株式会社</u> (以下「SaaS サービス提供社」といいます。)が提供する <u>Genesys Cloud CX</u> (以下「接続先 SaaS サービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
	タイプ 7	Flexible InterConnect 接続タイプ (当社の Universal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限ります。以下同じとします。)及び Universal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
	タイプ8	Webex Calling サービス(当社のWebex Calling サービス利用規約に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
1	/ <del>-11: -12</del> .	

## 備考

- 1 タイプ1、タイプ2、タイプ3、タイプ4及びタイプ7においては、1の IPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。
- 2 タイプ5、タイプ6及びタイプ8においては、1のI Pセントレックス番号及び1のI Dを利用できます。
- 3 第6種シェアード I P P B X サービス (カテゴリー 1 のタイプ 1  $\underline{及 U}$  カテゴリー 3 のタイプ 4 に係るものに限ります。) には、次の区分があります。
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

	社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウ
	ェイ装置に転送を行うことができるもの
	(注)本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアード I
	P-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX
	契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェ
	アードIP-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ 5	マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams を利用して、ダイヤルア
	ウト通信を行うもの
タイプ 6	SaaS サービスを提供する電気通信事業者 (以下「SaaS サービス提供
	社」といいます。)が提供する <u>各 SaaS サービス</u> (以下「接続先 SaaS サ
	ービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 7	Flexible InterConnect 接続タイプ(当社の Universal One サービス契
	約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限ります。以
	下同じとします。)及び Universal One 網を使用してボイスモードの通
	信を行うことができるもの
タイプ 8	Webex Calling サービス(当社の Webex Calling サービス利用規約に
	定めるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用して、ダイ
	ヤルアウト通信を行うもの
洪士	

## 備考

- 1 タイプ1、タイプ2、タイプ3、タイプ4及びタイプ7においては、1の IPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。
- 3 第6種シェアード IP-PBXサービス(カテゴリー1のタイプ 1 <u>、</u>カテゴリー3のタイプ 4 <u>及びタイプ 6 に係るものに限ります。)には、次の区分があります。</u>
  - (1) (略)
  - (2) (略)
  - (3) (略)
  - (4) カテゴリー3のタイプ6に係るもの

区分	<u>内 容</u>
プラン1	ジェネシスクラウドサービス株式会社 (Genesys Cloud CXに 係るライセンスの提供販売について正当な権限を有するSaaS サービス提供社を含みます。) が提供するGenesys Cloud CX を利用してダイヤルアウト通信を行うもの
プラン2	ナイスジャパン株式会社 (CXoneに係るライセンスの提供販

	売について正当な権限を有するSaaSサービス提供社を含みます。)が提供するCXoneを利用してダイヤルアウト通信を行うもの
第 73 条の 3 ~第 88 条(略)	第 73 条の 3 ~第 88 条(略)
別記(略)	別記(略)
料金表(略)	料金表(略)
	IP 通信網サービス契約約款 共通編   附 則 (令和6年12月13日 CAS 1 サ第000400006156-01号)   (実施期日) 1 この改正規定は、令和6年12月20日から実施します。   (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。   第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ6 タイプ6 プラン1 カテゴリー3 タイプ6 プラン1   3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。